

こうほう佐倉広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市（以下「市」という。）が発行する「こうほう佐倉」に民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、佐倉市広告掲載要綱（令和3年3月22日決裁佐行第931号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報紙 市が毎月1日・15日に発行する「こうほう佐倉」をいう。
- (2) 広告 広報紙に掲載する民間企業等の広告をいう。
- (3) 広告主 広報紙に広告の掲載をする者をいう。
- (4) 広告代理店 広告主の募集を行う者をいう。
- (5) 広告枠 広告を掲載するスペースをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広報紙への広告掲載は、要綱第3条第1項及び佐倉市広告掲載基準（令和6年1月14日決裁佐企第264号。以下「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

(広告枠の規格)

第4条 広告枠の規格は、次の各号に定めるものとする。枠内を分割する場合の規格については、別途契約で定める。

- (1) サイズ 天地70mm×左右236mm
- (2) 配色 4色（シアン・マゼンタ・イエロー・ブラック）

(広告の位置)

第5条 広告を掲載する位置は、最終ページ（裏面）の下部とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として発行号単位とする。ただし、市が契約で定める範囲内で、複数号の申込み及び掲載を行うことができる。

(広告の募集)

第7条 市は、広告の募集を行うときは、掲載期間等を定めて、広告代理店と契約を締結する。

2 広告代理店は、市との契約に基づき、広告主を募集する。

(広告掲載料)

第8条 広告代理店が市に納付する広告掲載料の額は、契約で定められた額とする。

2 広告掲載料は、契約により定める期日までに納付するものとする。

(広告原稿等の提出)

第9条 広告代理店は、契約で定める期日までに、次に掲げるものを市に提出するものとする。

(1) 広告主の名称

(2) 掲載を希望する広報紙の号数

(3) 広告原稿の電子データ

2 広告の内容及びデザインは、要綱及び基準に従うとともに、広報紙の発行に支障をきたさないものとする。

3 市は、広告の内容が要綱及び基準の規定を満たさない、又はそのおそれがあるときは、広告代理店に対して広告の内容等の変更を指示することができる。

(広告掲載の決定)

第10条 市は、前条の規定による提出があったときは、要綱及び基準に基づき、広告主及び広告内容を審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告代理店は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。ただし、この場合においても、広告代理店は、第8条に定める広告掲載料を納付しなければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、契約で定める期日までに、市に申し出なければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告代理店が第8条第2項に定める方法により広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告代理店が第9条第3項に定める広告内容の変更指示に従わないとき。

(3) 広告代理店が前条に定める広告掲載の取下げを行ったとき。

(4) その他、市が広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り消したときは、当該広告代理店に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告代理店又は広告主の責に帰さない理由により、広告掲載が不能となったときはこの限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告代理店の責務)

第14条 広告代理店は、広告の内容に関する事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決するものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、広報紙を所管する部長が別に定める。

附 則 (令和3年9月30日決裁佐広第204号)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和5年11月10日決裁佐広第307号)

この要領は、決裁の日から施行し、令和6年4月15日に発行する広報紙に掲載する広告から適用する。

附 則 (令和6年11月29日決裁佐広第323号)

この要領は、決裁の日から施行し、令和7年4月15日に発行する広報紙に掲載する広告から適用する。